

津市施設開放に関する要綱

平成 18 年 1 月 1 日訓第 196 号

改正 平成 26 年 10 月 31 日訓第 99 号

令和 6 年 7 月 16 日訓第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域における幅広い活動を支援し、住民相互の交流を促すことにより育まれるコミュニティの形成に寄与するため、本市の施設を使用させること（以下「開放」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(開放対象施設)

第 2 条 開放の対象となる施設（以下「開放施設」という。）は、別表第 1 のとおりとする。

(使用許可の原則)

第 3 条 市長は、当該施設の運営に支障のある場合を除き、開放施設の使用を許可するものとする。

(使用者の範囲及び登録)

第 4 条 開放施設を使用することができる団体は、次に掲げる団体で、かつ、成人の使用責任者を有し、本市に登録されたもの（以下「登録団体」という。）とする。

- (1) 本市の住民が主体となって組織する地域活動団体
- (2) 本市の住民が主体となって組織する生涯学習活動団体
- (3) その他市長が認める団体

2 登録を受けようとする団体は、開放施設使用団体登録申請書（第 1 号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、開放施設使用団体登録証（第 2 号様式）を申請団体に交付するものとする。

(使用期間及び使用時間)

第 5 条 開放施設の使用期間は 1 月 5 日から 12 月 27 日までとし、使用することができる時間は別表第 2 のとおりとする。ただし、市長が必要があると

認めるときは、これを変更することができる。

（登録事項の変更）

第6条 登録団体は、開放施設使用団体登録申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (2) 登録団体としての条件を欠いたとき。
- (3) その他市長が不適當と認めるとき。

（使用の手続）

第8条 開放施設を使用しようとする登録団体は、その都度開放施設使用許可申請書（第3号様式）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、開放施設使用許可書（第4号様式）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、許可に際し条件を付することができる。

（使用の制限）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、開放施設の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 営利を図る目的で使用するおそれのあるとき。
- (3) 政治又は宗教的活動のために使用するおそれのあるとき。
- (4) 施設、設備等を汚損し、又は損傷するおそれのあるとき。
- (5) その他開放施設の管理運営上支障があるとき。

（使用許可の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその使用の停止を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(経費の負担)

第 1 1 条 この要綱に基づく開放施設の使用に係る経費は、無料とする。

(原状回復の義務)

第 1 2 条 登録団体は、開放施設の使用を終えたとき、又は第 1 0 条の規定により使用許可を取り消され、若しくはその使用の停止を命じられたときは、直ちに使用した施設、設備等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 1 3 条 使用者は、開放施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、開放に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市施設開放に関する要綱（平成 8 年 1 1 月 1 日施行）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日訓第 9 9 号）

この訓は、平成 2 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 1 6 日訓第 6 8 号）

この訓は、令和 6 年 7 月 1 6 日から施行する。

別表第 1 （第 2 条関係）

施 設 名	施 設
高野尾出張所、大里出張所、栗真出張所、藤水出張所、片田出張所、櫛形出張所、神戸出張所、安東出張所、雲出出張所	2 階会議室

別表第 2（第 5 条関係）

曜 日 に よ る 区 分	使 用 時 間
月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）	夜間（午後 6 時から午後 9 時 3 0 分まで）
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	午前（午前 9 時から正午まで） 午後（午後 1 時から午後 5 時まで） 夜間（午後 6 時から午後 9 時 3 0 分まで）

第 1 号様式（第 4 条、第 6 条関係）

開 放 施 設 使 用 団 体 登 録 申 請 書

年 月 日

（宛先） 津市長

（〒 ）

住 所

申請者 団体名

氏 名（代表者）

（印）

電 話

次のとおり団体登録したいので申請します。

事 務 局	所 在 地			
	電 話			
設 立 年 月 日	年 月 日	会 員 数	約 人	
設 立 目 的				
主 な 活 動 内 容				
主 な 活 動 場 所				

（注） 会則、会員名簿等、団体としての活動の参考になるものがありましたら、提出をお願いします。

第 2 号様式（第 4 条関係）

（表）

開放施設使用団体登録	
登録番号	（記号番号）
<u>（団体の名称）</u>	
上記の団体は、開放施設を使用できる登録団体であることを証明します。	
年	月
日	☐
津市長	（氏 名） 印

（裏）

（注意事項）
1 この団体登録証は、施設使用申請時に使用する開放施設に提示してください。
2 この団体登録証は、他人に貸与したり、譲渡しないでください。
3 この団体登録証を紛失し、又は破損された場合は、連絡してください。
津市（名称）部（名称）課 （名称）担当 電話

第 3 号様式（第 8 条関係）

登録 番号	(記号番号)
----------	--------

開 放 施 設 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先) 津市長

(〒)

住 所

申請者 団体名

氏 名 (代表者)



電 話

次のとおり開放施設を使用したいので申請します。

なお、開放施設の使用については、開放施設使用上の注意事項を遵守します。

使用年月日	年 月 日 (曜日)
時 間 区 分	時 分から 時 分まで
使用する施設	
使 用 人 員	人
使 用 目 的	
冷暖房設備 の 使 用	有 ・ 無
備 考	

第4号様式（第8条関係）

登録 番号	(記号番号)
----------	--------

(表)

開放施設使用許可書

津市指令（記号番号）

年 月 日

(登録団体の名称)

(代表者の氏名) 様

津市長 (氏 名) 印

年 月 日付けで申請のありました開放施設の使用については、津市施設開放に関する要綱第8条第2項の規定により、次のとおり許可します。

使用年月日	年 月 日 (曜日)
時間区分	時 分から 時 分まで
使用する施設	
使用人員	人
使用目的	
冷暖房設備 の使用	有 ・ 無
備考	

- (注) 1 この使用許可書は、使用する開放施設で提示してください。
- 2 この使用許可書は、他人に貸したり、譲ったりしてはいけません。
- 3 使用者が使用上の注意を守らないときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することがあります。

(裏)

開放施設使用上の注意

- ① 机、いすなどの設備類は、汚したりしないでください。また、使用後は、使用前の状態に戻してください。
- ② 使用責任者は、部外者が出入りしないよう注意してください。
- ③ 使用される団体の責めにより設備類が破損などしたときは、その損害を賠償していただく場合がありますので御注意ください。
- ④ 飲食は、茶菓子程度とします。
- ⑤ たばこなど火気には、十分注意してください。
- ⑥ 使用後の清掃は、責任をもって行い、ゴミは持ち帰ってください。
- ⑦ 備付けの茶器等を使用したときは、その都度洗い、所定の場所へ片付けてください。
- ⑧ 幼児を連れて来られたときは、事故等のないよう保護者が責任をもってください。
- ⑨ けがや事故、盗難などについては、責任を負いません。
- ⑩ 使用の許可を受けた目的以外に使用しないでください。